

【助産所用】

別表 1

|                  | 厚生労働省令で定めるもの | 厚生労働大臣が定めるもの       | 記載上の留意事項  |
|------------------|--------------|--------------------|---|
| 1) 助産所の業務形態      |              | 1 助産所内における業務の実施    |   |
|                  |              | 2 出張による業務の実施       |   |
| 2) 外国人の患者の受入れ体制  |              | 1 対応することができる外国語の種類 | 職員が外国語で対応できる、通訳者を配置している、電話通訳サービスを契約している等により、診療の一連の流れにおける主要な場面を含め、外国語での対応が可能な言語を記載する。ただし、定期的に（週1日以上）対応が可能な日があるものに限る。また、対応可能な時間帯等の特記事項があれば記載する。<br>多言語音声翻訳機器（言語を入力すると自動で他の言語に翻訳して音声出力するアプリ等）による通訳は含まない。 |
|                  |              | 2 多言語音声翻訳機器の利用の有無  | 多言語音声翻訳機器を利用した対応が、部門を問わず可能かどうか。   |
| 3) 障害者に対する配慮     |              | 1 手話による対応          |   |
|                  |              | 2 施設内の情報の表示        | 視覚的に施設内の案内等が表示されることにより、聴覚障害者の利便性に資する措置がとられていること   |
|                  |              | 3 音声による情報の伝達       | 音声により施設内の案内等が行われることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること   |
|                  |              | 4 施設内点字ブロックの設置     |   |
|                  |              | 5 点字による表示          | 点字により診療の内容等が表示されることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること   |
| 4) 車椅子等利用者に対する配慮 |              | 1 施設のバリアフリー化の実施    | 高齢者や障害者の利用にも配慮した設計がされていること。具体的には、車椅子で通行可能な通路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の案内板の設置等がなされていること   |
|                  |              | 2 車椅子等利用者用駐車施設の有無  | 案内表示や表面への国際シンボルマークの塗装等の見やすい方法で、車椅子利用者用等の駐車施設である旨を表示された駐車施設であること。  |
|                  |              | 3 多機能トイレの設置        | 車椅子使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備えて、車椅子使用者だけでなく、高齢者、障害者、子ども連れなど多様な人が利用可能であるトイレを設置していること。   |
| 5) 受動喫煙防止対策      |              | 1 施設内における全面禁煙の実施   | 施設内の屋内外全ての場所を禁煙としていること。2の特定屋外喫煙場所を備えている場合は該当しない。  |
| 6) 医療保険、公費負担等    |              | 1 不妊専門相談センター       | 「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」（平成17年8月23日付雇児発第0823001号）により、不妊に関する相談事業、不妊治療に関する情報提供などを行う施設として、都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長が適当として指定した施設   |

**【助産所用】**

**別表 1**

|    | 厚生労働省令で定めるもの  | 厚生労働大臣が定めるもの           | 記載上の留意事項          |
|----|---------------|------------------------|-------------------|
| 7) | 妊婦等に対する相談又は指導 | 1 周産期相談                |                   |
|    |               | 2 母乳育児相談               | その他の育児相談も含む。      |
|    |               | 3 栄養相談                 |                   |
|    |               | 4 家族計画指導（受胎調節実地指導を含む。） |                   |
|    |               | 5 女性の健康相談              |                   |
|    |               | 6 訪問相談又は訪問指導           | 思春期の保健対策と健康教育を含む。 |
|    |               |                        |                   |
| 8) | 医療従事者         | 1 看護師及び准看護師            |                   |
|    |               | 2 助産師                  |                   |
|    |               |                        |                   |